

龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定

「龍馬の絆で結ぶ都市間交流宣言」の宣言市区（以下「宣言市区」という。）は、宣言市区のいずれかにおいて災害が発生し、被害を受けた市区（以下「被災市区」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被害を受けていない市区（以下「応援市区」という。）が、龍馬の「絆」に基づき、被災市区に対して速やかに応援隊（以下「龍馬救援隊」という。）の派遣等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（龍馬救援隊が行う応援の種類）

第1条 龍馬救援隊が行う応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等の職員の派遣
- (4) その他被災市区が特に要請した措置

（龍馬救援隊の派遣要請）

第2条 龍馬救援隊の派遣要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の名称及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 龍馬救援隊の派遣期間
- (5) その他龍馬救援隊の派遣に当たって必要な事項

2 被災市区は、前項の規定に基づく派遣要請を口頭で行った場合は、後日、速やかにその旨を応援市区に文書にて提出するものとする。

（龍馬救援隊の派遣実施）

第3条 龍馬救援隊の派遣要請を受けた応援市区は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ派遣に努めるものとする。

2 応援市区は、通信の途絶等により、被災市区との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により、龍馬救援隊の派遣等を行うことができるものとする。この場合、応援市区は応援内容等を被災市区に速やかに連絡するとともに、自律的な活動に努めるものとする。

（龍馬救援隊の派遣に係る経費の負担）

第4条 龍馬救援隊の派遣に要した経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 龍馬救援隊の派遣に要した経費については、原則として被災市区の負担とする。

- (2) 前条第2項に定める派遣に要した経費の負担は、応援市区と被災市区が協議して定める。
- (3) 前2号の規定によりがたいときは、その都度関係する宣言市区間で協議するものとする。

(平常時の協力)

第5条 宣言市区は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災関連計画に係る情報交換や調査研究に関する業務
- (2) 情報伝達訓練など防災訓練に関する業務
- (3) その他龍馬救援隊の円滑な運用に関する業務

(連絡担当部局)

第6条 宣言市区は、龍馬救援隊の速やかな派遣を行うため、それぞれこの協定に関する連絡担当部局を置くものとする。

- 2 連絡担当部局は、平常時における本協定の円滑な運用に関する事務を行うとともに、災害発生時には速やかに情報交換を行い、龍馬救援隊の派遣準備を整えるものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、宣言市区が別に締結する災害時相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、宣言市区が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、各市区記名押印のうえ、各市区その1通を所持する。

平成26年11月15日

鹿児島市長

福山市長

霧島市長

京都市長

長崎市長

品川区長

下関市長

高知市長